

平成 3 0 年 第 3 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 3 0 年 3 月 2 3 日

武蔵村山市教育委員会

平成30年第3回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成30年3月23日（金）

開会 午後 2時59分

閉会 午後 4時47分

2. 場 所 さくらホール展示室

3. 出席委員 持 田 浩 志（教育長） 土 田 三 男
島 田 妙 美 杉 原 栄 子
比留間 雅 和

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	内野 正利	学校教育担当部長	佐藤 敏数
教育総務課長	井上 幸三	教育施設担当課長	比留間光夫
指導・教育センター担当課長	勝山 朗	学校給食課長	神山 幸男
文化振興課長	山田 義高	スポーツ振興課長	指田 政明
図書館長	加藤 秀郎	指導主事	赤坂 弘樹
指導主事	今井 一馬		

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ	本木 豊
	東出 真実

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 4 教育長報告
- 5 議案第10号 平成29年度武蔵村山市立小・中学校卒業式の告辞に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する規程について
- 7 議案第12号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について
- 8 議案第13号 武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第14号 武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
- 10 議案第15号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則及び武蔵村山市民会館設置条例施行規則の一部改正の申出について
- 11 議案第16号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について
- 12 議案第17号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱について
- 13 議案第18号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 14 議案第19号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 15 議案第20号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について
- 16 議案第21号 平成30年度武蔵村山市学校給食基本計画について
- 17 協議事項 平成30年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞（案）について
- 18 その他
- 19 議案第22号 指導主事の任命について
- 20 議案第23号 教育センター職員の任命について

◎開会の辞

○持田教育長 これより平成30年第3回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○持田教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○持田教育長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○持田教育長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育委員会教育長職務代理者の指名について

○持田教育長 日程第3、教育委員会教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うことになっております。

よって、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者について私から指名をさせていただきます。

教育長職務代理者に土田委員を指名したいので、よろしくお願いいたします。

なお、教育長職務代理者としての任期は武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者の任期に関する内規第2条により1年と規定されておりますことから、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで土田教育長職務代理者から一言御挨拶をお願いいたします。

○**土田職務代理者** ただいま、教育長のほうから職務代理者ということの指名をいただきました。ますます複雑化している教育行政の中で代理者というようなことの任は非常に重責でございますが、皆様方の御指導、お力添えをいただきながら専念してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**持田教育長** ありがとうございます。

◎日程第4 教育長報告

○**持田教育長** 日程第4、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、平成30年第1回市議会定例会一般質問対応状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思っております。内容につきましては、教育部長から報告いたします。

内野教育部長。

○**内野教育部長** それでは、平成30年第1回市議会定例会一般質問対応状況について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

第1回市議会定例会につきましては、2月27日から3月27日までの会期で現在開催をされております。

一般質問につきましては、3月2日、5日、6日、7日の4日間にわたり行われました。

教育委員会関係の質問につきましては、7人の議員の方々から9項目の質問がございました。今回の一般質問におきましても例年のとおりいじめや学力に関する質問がございましたが、新しいところでは中学校の標準服の価格に関する質問がございました。質問に対する答弁要旨等につきましては資料1のとおりでございますので、後ほど御参照いただければと存

じます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。

平成29年度教育関係表彰者等一覧についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、平成29年度教育関係表彰者等一覧について御報告をさせていただきます。

東京都教育委員会による平成29年度校務改善表彰についてでございます。小中一貫校大南学園第七小学校が業務改善の分野において、また、小中一貫校大南学園第四中学校が役割分担の明確化・業務改善の分野において、それぞれ受賞され表彰式が2月20日に行われました。

今年度の校務改善表彰でございますが、小学校につきましては都内小学校1,339校のうち5校が、また、中学校につきましては都内中学校808校のうち2校が受賞しております。

なお、本市においては平成28年度までに8校1団体がこの校務改善表彰を受賞しております。それぞれの功績につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。

平成29年度教員の研究・研修活動についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、指導教育センター担当課長から報告いたします。

勝山課長。

○勝山指導・教育センター担当課長 それでは、平成29年度教員の研究・研修活動について御説明いたします。

本市においては1校1研究の趣旨から、各学校において国や都の研究指定を受け、児童・生徒の生きる力の育成に資する指導力の向上を図っているところでございますが、加えて、文部科学省や東京都教育委員会の研修制度等を利用し、自らの資質を高める研究を推進している教員の活動について一覧にいたしました。

資料の1段目、2段目の英語科教員海外派遣研修につきましては、都内公立学校の若手英語科教員等を英語を公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関が運営する英語教授法

に係る研修を受講し、最新の教授法を習得するとともにその指導法を生かし児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力を向上させることを目的としております。

本市からは、第三小学校河上卓主任教諭、第五中学校小田千絵教諭の2名がそれぞれオーストラリア、カナダで研修を行いました。

3段目の研究開発委員には、第五中学校有沼賢二主幹教諭が新しい学習指導要領で求められている資質能力の育成に関する中学校理科の指導法の開発に係る研究を行いました。

4段目、5段目でございますが、東京都教育研究員でございます。第三小学校森田由紀主任教諭、第三中学校松橋翔教諭が、それぞれの教科等について研究を進めました。また、その成果を東京都教育研究員発表会として全都の教員へ広く発信をしたところでございます。

6段目以降でございますが、東京教師道場でございます。東京教師道場2年次の3名の教員は、今年度授業公開及び研究協議会を開き、その成果を広く発信したところでございます。また、東京教師道場1年次の教員5名については、来年度に2年目の研究を行うこととなっております。

ここにお示しいたしました13名の教員は、それぞれの研究活動を通して各教科等の専門性を高め日々の教育活動に還元しているところでございます。教育委員会といたしましても、引き続き指導、助言等をしてまいりたいと考えております。教育委員の皆様におかれましては、各教員の主体的な研究活動について御理解をいただき、引き続き御支援をいただきたくお願いをいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。

平成29年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講申請等一覧についてでございます。

資料4-1及び資料4-2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導教育センター担当課長から報告いたします。

勝山課長。

○勝山指導・教育センター担当課長 それでは、平成29年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講申請等一覧について御説明いたします。

資料4-2は、平成25年7月に施行となった武蔵村山市立学校教員研修奨励基金条例により、平成29年度に当該教員研修を受講した教職員の一覧を示してございます。

本教員研修奨励基金は、頑張っている教員を応援したいという市民の篤志家からの御寄附

により、勤務成績が良好で本研修の目的を遂行できる者、児童・生徒に対して優れた指導力を発揮し、後進の模範となる者、研修後に市の学校教育の指針達成及び充実のために指導的役割を果たすことができる者などを対象として、当該教員が自主的に行う研修に対して助成を行う制度でございます。

E-Communication Program、C A L A 教師語学文化海外研修、子どもの日本語教育研究会、マレーシアの諸学校における日本文化に関する授業を通じた異文化理解、小学校英語活動実践研究大会、「学び合い」×ファシリテーションなど、さまざまな教育課題に対応した幅広い研修に教員が参加いたしました。

これらの研修を参加教員の所属校のみならず市内全体に還元する目的で、去る2月26日には武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」報告会を開催いたしました。教育委員会といたしましては、教員を育成する視点から校長会と連携して今後も本制度の積極的な活用に向けての周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。

平成30年度武蔵村山市立学校教育課程の受理についてでございます。

資料5別冊となっております。そちらを御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導主事から報告いたします。

赤坂指導主事。

○赤坂指導主事 それでは、平成30年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について御説明いたします。

別冊の資料を御覧ください。

初めに12月の定例教育委員会で申し上げましたとおり、平成30年度教育課程の大きな特徴は、小学校における「特別の教科 道徳」、小学校英語活動の拡大、振替休業日の扱いの変更の3点です。各校はこれらを踏まえて来年度の教育課程を編成いたしました。

道徳につきましては、一人一人の学習の様子を見取り積み重ねていくことで子供たちの成長を評価していきます。

英語活動は、A L T、英語支援員を活用して高学年で70時間、中学年で35時間、低学年で15時間実施していきます。

振替休業日の扱いに関しましては、5月1日、2日を連休にした学校が2校、12月25日を振替休業日にした学校が10校など、柔軟な振替休業日の設定を行いました。こうすることで

メリハリのある教育課程のもと、学びの充実を図ってまいります。また、家族での休日を活用したさまざまな体験活動の充実、そして、教員の働き方改革へもつなげてまいります。

次に、各校の特色ある学校づくりに向けた取組について御説明いたします。

次期学習指導要領では、各校が地域の実態に応じ、子供たちに身につけさせたい資質能力は何かを明らかにし、それを実現させるために教科横断的な視点で教育課程を組み立てていくこと。教育課程の実施状況を評価し改善していくこと。人的・物的体制の確保をしていくこと。これらのカリキュラムマネジメントが求められております。そして、社会に開かれた教育課程にしていくことが求められております。

では、各校の教育課程から小学校1校、中学校1校、小中一貫校1校を抽出して御説明いたします。

初めに、雷塚小学校です。雷塚小学校のタグをおめぐりください。表紙の第1表、教育目標の中(2)です。目指す特色ある学校像の中にあるとおり、多様な他者と協働することによって新たな価値を生み出していける力、こちらを雷塚小学校では資質能力としてとらえております。この資質能力を身につけるために雷塚小学校では、課題は何かから始まる授業に取り組みます。

また、1ページおめぐりいただきまして第1表-2、イ、ウの項目にありますとおり、英語と国語を重点的に指導し、コミュニケーション能力を育てます。

また、次のページの第1表-3のカの(エ)にあるように、異学年交流を多く取り入れ、あんな6年生になってみたいというような児童相互の結びつきから生まれる気付きを大切にしていきます。

また、これまでと同様に、都立村山特別支援学校、国立感染症研究所、東京経済大学、地元の民間企業など、地域人材の活用を取り入れて資質能力の向上を目指してまいります。

続きまして、村山学園にいきます。村山学園のページをおめぐりください。

第1表の中に中期目標として、志を持ち主体的に考える力を身につけるとあります。こちらのこういった資質能力を身につけるために村山学園では、小学校4年生から中学校3年生まで6年間連続の宿泊学習や、ボランティアパスポートを用いたボランティア活動の実施を行ってまいります。集団生活を計画的に実施していくことで、友達と協力したり自分ができることは何かを考えたりしながら、主体的に考える力を身につけていきます。

その中で我慢することやあきらめないで続けることといった、いわゆる非認知スキルも身につけていき、志を持って社会で活躍できる人材を育成してまいります。

また、第2表-2でございますが、指導の重点の2ページ目、上段にありますとおり、校内研究ではプログラミング教育に取り組み、東京都のプログラミング教育研究指定校として研究成果を市内に普及させてまいります。

最後に、第一中学校です。第一中学校のタグをおめぐりください。

第1表の2ページ目です。クの基本方針のウにありますとおり、第一中学校では地域から学び地域に貢献できる力といった資質能力を身につけていきます。また、キャリアを自分で形成していける力といったことにも取り組んでまいります。

第一中学校では、70周年記念式典を今年度終え、より地域の中の一中であるという特色を打ち出しております。地域人材を活用した学習、職場体験等、地域の人材から学ぶことで自分の生き方を見つめ直し、進路選択をし、主体的に学習していく態度を身につけていきます。

また、青いタグに第一中学校知的固定学級のページをおめぐりください。

表紙から1ページめくりました3ページにありますとおり、I組に関しまして自分たちで野菜を育て調理するアイキッチンやカレンダーを自分たちで作成して地域でお世話になっている方々へ配布するカレンダー工房などを通して、職業選択の意欲を高め資質能力の向上を図ってまいります。

各校の説明は以上となります。

最後に、子供たちに確かな学力を身につけさせ豊かな人間性を育むために、チーム学校、チーム武蔵村山として武蔵村山市の教育を充実させてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

私からは以上です。

○持田教育長 続きまして、6点目でございます。

第20回生涯学習フェスティバルの開催結果についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、第20回生涯学習フェスティバルの開催結果について御報告いたします。

主催は、生涯学習フェスティバル実行委員会、共催が武蔵村山市教育委員会で開催されました。

開催期日は3月4日、日曜日、午前10時から午後3時まで、会場につきましてはさくらホ

ールと市役所市民駐車場を使用いたしました。14団体が参加してフェルトでテントウムシづくり、竹とんぼ、ブレスレット、ブローチづくり等、来場した市民にさまざまな体験をしていただきました。また、イベントにつきましては、11団体が和太鼓、合唱等を披露しました。そのほか、焼きそば、フランクフルト、ポップコーン等の販売が行われました。

今回、第20回という節目の開催となりましたが、来場者は親子連れも多く、過去最高の約2,400人となり、天気に恵まれ多くの方々に体験等を行っていただきました。教育長を初め、教育委員の皆様には開会式に御出席いただき、大変ありがとうございました。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、7点目でございます。

平成29年度東久留米市・武蔵村山市広域連携活動事業ハンドボールフェスティバルの開催結果についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成29年度東久留米市・武蔵村山市広域連携活動事業ハンドボールフェスティバルの開催結果について御報告をいたします。

本事業につきましては、平成29年8月11日金曜日祝日に、東久留米市スポーツセンターにおきまして武蔵村山市と東久留米市のハンドボールを通じた児童・生徒の交流を目的としたフェスティバルを開催し、参加児童・生徒に対する実業団チームによる実技指導や、実業団チームと大学チームの試合観戦、さらには、両市の小学生、中学生のそれぞれ男女別の対抗戦等を行ったところでございます。

当日の参加者数は、武蔵村山市から69人、東久留米市から94人の合計163人の児童・生徒が参加したほか、観客、役員等を含む総来場者は1,672人と大変多くの方に会場へ足を運んでいただき、盛大に開催することができました。

参加した児童・生徒も、大崎電気の宮崎大輔選手を初めとする日本のトップ選手の熱い戦いを観戦でき、ハンドボール指導も受けることもできたことはよい思い出になったものと感じております。

また、公益財団法人日本オリンピック委員会平成29年度選任コーチングディレクターの佐藤奏吉さんを講師に招いたハンドボール教室を東久留米市で7月5日と14日に、そして、武蔵村山市では11月8日と17日に開催をいたしまして、本市総合体育館を会場とする教室には

75人の児童・生徒が参加をしたところでございます。

なお、本事業は平成29年度から平成31年度までの3年間実施する予定でございます。

教育長におかれましては、御多用の中、東久留米市の会場までお越しいただきありがとうございます。御礼申し上げます。

以上でございます。

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

8点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑があればお受けいたします。いかがでしょうか。

土田委員。

○土田職務代理者 一般質問関連でお伺いいたします。

さきの定例会で平成30年度の予算関係については御説明をいただき、委員会としても承認をしたところでございますが、この一般質問の中のスポーツ推進計画にあわせた事業関係ですけれども、生涯スポーツの推進について引き続き歩け歩け大会とか駅伝競走大会、その他各種スポーツ大会を実施するというような答弁がされておりますが、この各種スポーツ大会というのはどういう大会を考えておられますか。

○持田教育長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、お答えいたします。

各種スポーツ事業ということでございますが、平成30年度につきましては従来と同様の事業がほとんどでございますが、中には平成29年度をもって終了した事業もございます。それを除いた事業につきましては、引き続き平成30年度も実施をしていく予定でございます。

以上でございます。

○持田教育長 土田委員。

○土田職務代理者 具体的には、呼称はないですか。どんなスポーツ大会があるのか。

○持田教育長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 お答えいたします。

平成29年度をもって終了する予定の教室といたしましては、グラウンドゴルフの大会が30回大会を29年度で迎えたということもございまして、次年度については実施する予定がございません。また、ノルディックウォーキングイベント、こちらについても3年間実施をしてきたわけでございますが、そちらについても来年度の実施の予定はございません。

それ以外の歩け歩け大会、市民駅伝競走大会、更には各種少年少女スポーツ大会、また、

スポーツ都市宣言記念事業を含めましてその他の事業につきましては引き続き30年度も実施をしていく考えであります。

以上でございます。

○持田教育長 土田委員。

○土田職務代理者 要は、生涯スポーツ事業を掲げておりますが、市民が興味を持って参加できるようなものについては歩け歩け大会と駅伝競走大会だけなんですよね。今お話を聞くと、30回を記念したからということでグラウンドゴルフ大会はもう行わないというような御説明だったんですが、これは30回記念を終わったからもう市の役目は終わったとそういうふうな理解なんですか。

○持田教育長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、お答えいたします。

グラウンドゴルフ大会につきましては、お話がございましたとおり今まで30回の大会を行ってきたということでございます。30年以上にわたりまして武蔵村山市に、いわゆるニュースポーツという形の中でグラウンドゴルフが浸透してまいりまして、現在も多くの参加者がいる大会ではございます。

市内の4地区のスポーツ協力員連絡会でも、グラウンドゴルフの大会を今も複数回開催しておりますし、また、体育協会にはグラウンドゴルフ協会、こうしたものもできて、軌道に乗ってきているという状況でございます。

そうした中で、グラウンドゴルフの教育委員会主催の大会については毎回多くの参加者がいる大会ではございましたが、市内で多くのグラウンドゴルフの大会が開催され、また、グラウンドゴルフがニュースポーツという形の中で大分浸透してきたと、そういうふうなこともございまして教育委員会の大会としては29年度をもって終了という方向で考えたところでございます。

また、新しい事業につきましても、スポーツ都市宣言記念事業の中などでも、市民の多くの方が参加できるような内容について考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 土田委員。

○土田職務代理者 グラウンドゴルフの愛好者というのは、今説明があったように非常に多くの老若男女含めて参加する事業の一つと、市民の駅伝競走大会に次ぐ人気事業だというふう

に思っているんですけども、体育協会の中にグラウンドゴルフ協会ができて多分3年ぐらいでしょうかね。この加入率わかりますか。大体このぐらいの愛好者の団体があって加入がどのぐらいだというのは。

○持田教育長 加入率ですか、人数ですか。

○土田職務代理者 協会に対する加入率。

○持田教育長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 お答えいたします。

体育協会のグラウンドゴルフ協会にどのぐらいの加入があるかというお話ですが、申し訳ございません。それについては把握をしてございません。

以上でございます。

○持田教育長 土田委員。

○土田職務代理者 地域によりましては、教育委員会の大会を唯一楽しみにして、グラウンドゴルフ協会に加入しないで日ごろ地域の公園に集まって練習している方がこぞって参加してきたのが教育委員会の大会ですね。そういったものを今度はなくすわけですから、スポーツ都市宣言を行って市民がスポーツに親しみながら健康増進を目的に楽しく暮らしていくというようなキャッチフレーズを持ったこの武蔵村山市には、ちょっと逆行するんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺はいかがですか。担当としては、そんなことはないということでしょうかね。最後に。

○持田教育長 内野教育部長。

○内野教育部長 それでは、私のほうから御答弁をさせていただきます。

先ほど来、スポーツ推進課長から御答弁申し上げましたとおり、グラウンドゴルフ大会、また、ノルディックウォーキングにつきましては、当然ニュースポーツということで市の役割はその普及をしていくというのが当初の役割でございました。

先ほど指田課長が申し上げたとおり、もう既にグラウンドゴルフにつきましては今土田職務代理者さんがおっしゃったとおりかなりのスポーツ人口と申しますか、実施人口がございます。もう既にいろんな大会がございまして、それらに市が関与をしていくのはもう卒業してもいいのではないかという判断で、もう自主的な運営にお任せしましょうということで、グラウンドゴルフ大会につきましては廃止にしたということでございます。

また、ノルディックウォーキングにつきましても、よってかっしえクラブの主催で既にノルディックウォーキングの教室、大会等もございますので、それらの普及は市としての初期

の目的は達成されたという判断で、その2つの事業については平成29年度をもって終了とさせていただきます。

また、先ほど課長が御答弁申し上げましたとおり、今後、スポーツ都市宣言の事業であるとかそれらを通じまして、また、さまざまなニュースポーツもこれから出てくると思いますので、市民の方がより親しめる、また幅広く親しめるスポーツ大会の開催につきましては、今後検討していきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○持田教育長 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

杉原委員。

○杉原委員 2点です。

1点は、資料3と資料4です。子供たちが楽しく学びながら学力を伸ばすためには、授業づくりは非常に重要だと思うんです。そういう点で、先生方の研究・研修は非常に大切だと思います。大変意欲のある先生方が、またいろんなところで学んでいらっしゃって、その報告会もなさっているということで大変素晴らしいなと思います。

引き続き、こういう学ぶ場の環境というものを教育委員会で保障しながら、先生方は何年年数がたってもやはり専門性を高める研究・研修は重要だと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

2点目なんですけど、教育課程の受理をされて見せていただいて、本当に地域によって武蔵村山市の中でも特色があると思いますけれども、校長先生の経営方針を受けながら先進的な取組を入れながら、よりよく特色を出しながら教育課程の届けをなさっているなというふうに思いました。

ぜひ、子供たち一人一人を見つめていただいて、先ほどおっしゃった確かな学力を伸ばすということについて引き続き学校で取り組んでいただければなということで、これはお願ひです。

以上です。

○持田教育長 研修の件と特色ある学校像の件ですが、特段事務局の答弁は要りませんか。よろしいですか。

勝山課長。

○勝山指導・教育センター担当課長 研修の充実等についておほめの言葉をいただいたというふうを受けとめました。

先ほど指導主事のほうから申し上げたとおり、確かな学力を身につけていくこと、そして、来年度、特別の教科 道徳、そして、英語活動の拡充、そういった点が本市の教育委員会が主導しながら全ての学校で適切に行われるようにしていかななくてはいけないというふうに考えてございます。

今、杉原委員から御指摘をいただいた部分も含めまして、来年度、そういったところがきちっとできるような研修を設定していきたいと考えておりますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○持田教育長 赤坂指導主事。

○赤坂指導主事 御指摘いただきました学力の部分に関しましては、学力向上推進委員会を、これまでもあったものなんですけれども30年度は拡充発展いたしまして、授業改善部会、反復学習部会、調査研究部会と3部会の柱立てで行ってまいります。

その中で、子供たち一人一人に着実に基礎的な学力が身につくよう、東京ベーシックドリルの活用を推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○持田教育長 よろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。

島田委員。

○島田委員 市議会の一般質問の中で中学校の制服代について質問されているようなんですが、これは私の提案なんですけれども、保護者の負担軽減策として卒業等で不要になった制服をお譲りいただいて、バザーとかで出品している学校もあるようなんですが、まだ数が少なく余り知られていないので、それをリサイクルとして提供するような取組を学校側に協力していただいて、もうちょっとそれを全面的に出していただければ利用する方も増えていいのかなと思いますが、どうでしょうか。

○持田教育長 標準服のリサイクルについて、何か事務局で情報等がございませうか。

佐藤部長。

○佐藤学校教育担当部長 ただいま委員のほうからお話のございました制服リサイクル、PTA等などが多くの学校で行っております。他の地区でも行われているところかというふうに

思います。

今、私どものほうの情報としましては、第五中学校のPTAのほうが次年度学校と協力して制服リサイクルを始めるという話を聞いています。そういった取組につきまして、他の学校にもお話をし、まだやっていないところについてはそういう体制ができるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○持田教育長 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

比留間委員。

○比留間委員 質問というより要望といったことになろうかと思うんですけれども、平成30年度の各校の教育課程について先ほど御説明いただいたとおり、第一中学校の基本方針などを初め、各校においてもボランティアや地域とのかかわりについてということで内容が含まれておったかと思うんですが、私事ではあるんですけれども、現在消防団ですとか自治会といった活動もしている中で、なかなかそういった役を率先してやっていただけるような方がいなかったり、消防団もなかなか新入団員の確保が難しいという時代になっております。

そういった中で、学校教育を通じて地域のために活躍してくれるような人材育成ということで、長い間今後も継続していただきたいとお願い申し上げます。

○持田教育長 お願いということでした。消防団、自治会等の地域との関係のところも学校教育の中で取り上げて行ってほしいということでした。

指導主事のほうで、社会科副読本の中の消防団の扱いについて何か説明することありますか。

赤坂指導主事。

○赤坂指導主事 本市で扱っております「わたしたちの武蔵村山」という小学校3年生、4年生で扱います副読本がございますが、その後改訂に伴って本市のオレンジフェアリーズの特集をここで組みまして、子供たちにそういった地元での活動はこういった活動があるんだといったところを紹介して学んでいくといったところを副読本では扱っております。

また、さまざま地域の中で地域の大人がどのように活躍しているのかといったところを御説明するようにしております。

以上です。

○持田教育長 平成29年度版からの「わたしたちの東京」の中に入っているということですね。

赤坂指導主事。

○赤坂指導主事 平成29年度から使用しています「わたしたちの武蔵村山」という副読本に掲載されております。

以上です。

○持田教育長 ありがとうございます。

3・4年生以外の保護者の方がなかなかお目にすることがないと思いますので、そういうアピールを事務局のほうでいろいろな場面でして行ってほしいなというふうに思います。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

土田委員。

○土田職務代理者 地域活動の話が出ましたので関連で要望しておきますが、たまたまこの役所が位置する地域には、市の無形民俗文化財に指定されている横中馬獅子舞というのがあるんですけども、この獅子舞の参加者の子供たちが年々少なくなっている。出てくれない。第一小学校は特に力を入れてくださって、5年生を対象に郷土の文化というような授業をして、毎年代表が学校にお邪魔して子供たちと一緒にその授業をするんですけども、非常に興味を持ってどんどん参加してもらいたいという気持ちで行くんですけども、残念ながら平成30年例大祭、この事業は、通常小学1年生3人出るところを今日現在2人しかいない。もう2人でやむを得ないじゃないかという声さえ聞こえてくる。それから、だんだん成人になっても、お獅子ですからかなりハードな動きをしますから参加する人がいなくなっておる。一方、他地区では、お囃子も何か所かあるんですけども、そういうところに参加する人が非常に少なくて非常に困っていると。

いわゆる学校教育の現場でどんどんそういったものを取り上げてもらうとともに、今度は反対に日々に対する郷土芸能、これらの興味を持っていただくような流れを、行政のほうも機会があったらそういったものの応援をお願いしたいと思って、これは要望しておきます。

それに関して何かありましたら、関連でお答えがいただけるものなら何かいただきたいと
思います。

○持田教育長 山田課長。

○山田文化振興課長 それでは、お答えいたします。

郷土芸能ということでございますので、文化振興課のほうで郷土芸能の連絡協議会を所管しておりまして、各団体の連絡調整の場に支援をしているというところでございます。

こちらにつきましては、普段日頃から各郷土芸能の団体の代表者の方々の連絡調整、それ

から、各種市内のお祭り、それから、市の行事、そういったところへ参加いただいているということで情報交換等を行っているわけですが、一堂になかなかそういった郷土芸能を市民に見ていただく機会というのが今までありませんでしたので、郷土芸能連絡協議会の中でも機会を見て、例えば東京オリンピック・パラリンピックの年に市制50周年を迎えるわけですが、そうした機会にぜひ郷土芸能を一堂に集めてその発表会を行うですとか、そういったこともその連絡会の中で話が出ておりますので、機会をとらえて一堂に会した芸能の発表会等を企画していければというふうに考えております。

以上でございます。

○持田教育長 赤坂指導主事。

○赤坂指導主事 学校教育の中で地域の伝統文化をどう取り扱っていくかといったところですが、例えば先ほどの別冊の教育課程の中で位置付いているところと申しますと、抽出になりますけれども、第二小学校のタグを開けていただいて、2枚目をおめくりいただいて2の指導の重点、右側のページの(1)ア、イ、ウ、エの総合的な学習の時間、チャレンジ桃の木に位置付けられているところの中に、菊づくり、手もみ茶、大島紬、お囃子、祇園ばやしと、このように地域の中でふるさと教育を行って、そして、体験学習の中で学んでいくといったことが位置付けられております。

他の学校におきましても、主にこの総合的な学習の時間の中で伝統的な文化に触れるといった位置付けがあるように編成しております。

以上になります。

○持田教育長 よろしいですか。

○土田職務代理者 ありがとうございます。

○持田教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○持田教育長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

◎日程第5 議案第10号 平成29年度武蔵村山市立小・中学校卒業式の告辞に係る臨時代理の承認について

○持田教育長 日程第5、議案第10号 平成29年度武蔵村山市立小・中学校卒業式の告辞に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第10号 平成29年度武蔵村山市立小・中学校卒業式の告辞に係る臨時代理の承認について。

平成29年度武蔵村山市立小学校及び中学校卒業証書授与式における教育委員会告辞について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成30年3月23日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 定例教育委員会の日程が動きましたので、既に小学校、中学校の卒業証書授与式は終了しておりますが、議案として提案されておりますので、その辺も含めて御説明願います。

勝山課長。

○勝山指導・教育センター担当課長 御説明をいたします。

過日終了いたしました武蔵村山市立小学校及び中学校の卒業証書授与式の教育委員会告辞について、2月の定例教育委員会の中で御協議をいただきました。

2月中に各委員の皆様からの御意見がございましたので、御提案をさせていただいたこちらの告辞を臨時に代理いたしましたので御承認をいただきたいものでございます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、既に過ぎているところですが、前回協議で諮っておりますので御承認を賜りたくお願い申し上げます。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 よろしいですか。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第10号 平成29年度武蔵村山市立小・中学校卒業式の告辞に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第6 議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する規程について

○持田教育長 日程第6、議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する規程についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

井上課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する規程について。

武蔵村山市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成30年3月23日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第11号の提案理由を説明させていただきます。

グループ制を踏襲した新たな係制を導入するとともに、副主査の職を廃止する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

内野教育部長。

○内野教育部長 それでは、議案第11号につきまして御説明申し上げます。

今回の武蔵村山市教育委員会事務局処務規程を初めとする3つの規程の一部改正につきまして、その改正の背景を御説明申し上げます。

本市におきましては、平成15年10月からグループ制を導入し、課内のグループ編成を流動

的に行うことにより効率的かつ効果的な行政運営を図ってまいりました。

当時は多摩各市がグループ制を導入したわけですが、現在では、多摩26市中22市で改めてまた係長制の採用をしており、課の下に係を置くことが一般的となっていております。

そこで、本市の組織体制につきましても、従来のグループ制のメリットを保ちつつグループに係に変更し、他自治体との均衡を図るものでございます。

それでは、議案書の3ページ目の武蔵村山市教育委員会事務局処務規程新旧対照表を御覧ください。

第1条の2につきましては、グループに係に改めるものでございます。

次に、第3条第7項につきましては、従来「主査」という職名を「係長」に改めるものでございます。なお、同項に「主査」という職名が残っておりますのは、同一の係に係長職が複数生じた場合に一方を「係長」、もう一方を「主査」と区別するために残すものでございます。

以下、同趣旨の改正につきましては、説明は省略させていただきます。

次に、第11条の第10号につきましては、規定を整備するものでございます。

続きまして、4ページ目を御覧ください。武蔵村山市教育委員会職員の職名に関する規程、5ページ目の武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程につきましても、同趣旨の改定でございますので、説明は省略をさせていただきます。

なお、これらの規則の施行日につきましては、いずれも平成30年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第11号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する規程に

ついてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第7 議案第12号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正
する規則について

○持田教育長 日程第7、議案第12号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

井上課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第12号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について。

武蔵村山市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成30年3月23日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第12号の提案理由を説明させていただきます。

グループ制を踏襲した新たな係制の導入に伴い係長の職を設置するとともに、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

内野教育部長。

○内野教育部長 それでは、議案第12号について御説明申し上げます。

今回の武蔵村山市教育委員会事務局組織規則を初めとする3つの規則の一部改正につきましては、議案第11号と同様に従来のグループ制のメリットを保ちつつグループを係に変更し、他自治体との均衡を図るものでございます。

それでは、議案書の3ページ目の武蔵村山市教育委員会事務局組織規則新旧対照表を御覧

ください。

第3条第5項につきましては、「主査」の前に「係長」を加えるものでございます。

続きまして、4ページ目の武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則につきましてもございますが、これにつきましては規定を整備するものでございます。

続きまして、5ページ目の武蔵村山市立図書館処務規則新旧対照表を御覧ください。

第2条につきましては、第1項を2つに分け、従来の第2項の前に「図書館に係長、主査、その他必要な職員を置くことができる」ことを規定し第2項とし、それに伴い、以下の項も一つずつ繰り下げるものでございます。

また、第3条第2項につきましては、従来の「主査」を「係長及び主査」に改めるものでございます。

なお、これらの規則の施行日は、いずれも平成30年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第12号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 よろしいですか。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第12号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第8 議案第13号 武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について

○持田教育長 日程第8、議案第13号 武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

井上課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第13号 武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成30年3月23日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第13号の提案理由を説明させていただきます。

学校施設使用者の利便性の向上のため、学校施設の使用の中止及び使用日の変更に係る規定を設ける必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましてはスポーツ振興課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、議案第13号、武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

今回の規則の一部改正につきましては、現行規則では別々の様式であった施設使用の中止届と使用料返還申請書を統一した様式に改め、また、現在は雨天等により使用が中止となった場合は使用料をそのつど団体に銀行振り込みで返還をしておりますが、使用日の変更を可能とすることで使用者の申請等の負担軽減事務の効率化を図ることとしたものでございます。

それでは、新旧対照表に基づいて御説明させていただきます。

初めに、現行規則の第5条使用の中止の届出を削除いたしまして、現行規則の第6条を第5条に、また、第7条を第6条に繰り上げております。

次に、改正案の第7条に使用の中止の届出といたしまして、「学校施設の使用の許可を受けた者は、学校施設の使用を取りやめようとするときは、学校施設使用中止届兼使用料返還申請書（第6号様式）に第4条の規定により交付を受けた学校施設使用許可書兼領収書（第2号様式）を添えて、委員会に届出なければならない」という規定を加えております。

次に、第8条、使用料の返還では、文言の修正を行ったほか、第8条第2項では、使用料の返還を受けようとする者は、第6号様式に第2号様式を添えて委員会に申請しなければならない旨を規定しております。

第9条では、使用日の変更として、使用者は使用日を使用日の属する月の翌々月の末日までの間のいずれかの日に変更できる旨の条文を加えております。

また、第2項では、使用日の変更をしようとする者は、学校施設使用中止届兼使用日変更申請書（第7号様式）に第4条の規定により交付を受けた学校施設使用許可書兼領収書（第2号様式）を添えて、委員会に申請しなければならないとしております。

なお、附則につきましては、施行期日を平成30年4月1日と定めております。

以上、雑駁ではございますが、議案第13号、武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。よろしいですか。

（発言する者なし）

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第13号 武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第9 議案第14号 武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

○持田教育長 日程第9、議案第14号 武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則の一部を改

正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

井上課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第14号 武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成30年3月23日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第14号の提案理由を説明させていただきます。

スポーツデーの廃止に伴い、武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましてはスポーツ振興課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、議案第14号、武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

今回の規則の一部改正につきましては、市内4地区のスポーツ協力員連絡会に管理委託を行い実施しておりました小学校体育館の開放事業であるスポーツデーが、平成25年度の行政評価委員会において平成29年度から廃止と位置付けられたことに伴い、規則の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第4条第1項中、「スポーツ開放であって武蔵村山市地区スポーツ協力員連絡会がスポーツデー等として屋内運動場を開放する事業を行う場合及び」を削除し、また、附則ではこの規則は公布の日から施行すると定めております。

以上、雑駁ではございますが、議案第14号、武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の説明とさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第14号 武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第10 議案第15号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則及び武蔵村山市民会館設置条例施行規則の一部改正の申出について

○持田教育長 日程第10、議案第15号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則及び武蔵村山市民会館設置条例施行規則の一部改正の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第15号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則及び武蔵村山市民会館設置条例施行規則の一部改正の申出について。

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則及び武蔵村山市民会館設置条例施行規則の一部改正の申出をすることについて、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成30年3月23日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第15号の提案理由を説明させていただきます。

保育室を無料で専ら保育のために使用する場合の使用料を免除するため、武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則及び武蔵村山市民会館設置条例施行規則の一部改正についての申出をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第15号について説明いたします。

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則及び武蔵村山市民会館設置条例施行規則の一部改正の申出につきましては、別紙を御覧ください。

公の施設のうち、文教施設の保育室につきましては、現在、保育の目的で使用する場合も有料としておりましたが、本来、保育のために設けられた施設であることから、無料で専ら保育のために使用する場合は使用料を全額免除することといたしました。

そこで、市長部局で所管する武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則及び武蔵村山市民会館設置条例施行規則の一部改正の申出を行う必要があることから、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、2枚おめくりいただき武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則新旧対照表を御覧ください。

使用料の減免をうたう第7条の第5号を第6号に、第4号を第5号に、第3号を第4号とし、第2号の次に「第3号保育室を無料で専ら保育のために使用する場合 全額」という一文を加えるものでございます。

なお、附則において、施行期日を平成30年4月1日と規定いたします。

次に、2枚おめくりいただき、武蔵村山市民会館設置条例施行規則新旧対照表を御覧ください。

同様に、第8条第2項の表、「市以外の官公署が利用する場合」の項の次に、「保育室を無料で専ら保育のために使用する場合100分の100に相当する額」を追加するものでございます。

なお、附則において、施行期日を平成30年4月1日と規定するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第15号の説明といたします。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第15号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則及び武蔵村山市民会館設置条例施行規則の一部改正の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第11 議案第16号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について

○持田教育長 日程第11、議案第16号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第16号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について。

武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第5条第1項の規定に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要があるため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成30年3月23日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第16号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第二小学校、第三小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校及び第五中学校の学校運営協議会委員の任命をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては学校教育担当部長から説明いたしますので、よろしく御審議

の上、御決定くださるようお願いいたします。

佐藤学校教育担当部長。

○佐藤学校教育担当部長 それでは、議案第16号、武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命につきまして説明させていただきます。

武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第5条第1項の規定に基づき、委員の任期が満了となります武蔵村山市立第二小学校、第三小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校及び第五中学校の6校について委員の任命をお願いするものでございます。

学校運営協議会委員の任命に当たりましては、学校運営協議会規則第5条第2項に、教育委員会は指定学校の校長に対し委員の候補の推薦を求めることができる旨を、また、同条第3項に、指定学校の校長は、委員として適当と認める者がある場合は第2項の規定による求めに応じて委員の候補者を推薦する旨の規定がありますことから、今回、6校の校長から推薦のあった委員候補者について委員としての任命をお願いするものでございます。

新たな委員候補といたしまして民生児童委員協議会から推薦された方、PTA関係の方、保護者の方、自治会長、近隣の高等学校教諭・教員等が推薦されております。詳細につきましては、議案別紙にて御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第16号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第12 議案第17号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱について

○持田教育長 日程第12、議案第17号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第17号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱について。

武蔵村山市社会教育委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成30年3月23日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第17号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては文化振興課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第17号の武蔵村山市社会教育委員の委嘱について説明いたします。

別紙の名簿を御覧いただきたいと思います。武蔵村山市社会教育委員設置条例第3条に基づき、社会教育委員10人を委嘱しておりますが、3月末日をもって任期が満了することから、新たに委員を委嘱する必要性が生じたので、7人の方々について提案するものでございます。

名簿2番目の宇部昭利さんにつきましては、青少年対策地区連絡会からの推薦で社会教育の関係者でございます。5番目の永井清智さんにつきましては、体育協会からの推薦があり社会教育の関係者でございます。また、6番目の原田妙子さんにつきましては、現在、子どもカフェの運営を行っているNPO法人の役員で家庭教育の向上に資する活動を行う者でございます。それ以外の4人につきましては、再任でございます。

なお、残りの3人につきましては、現在、小中学校の校長会、公立学校PTA連合会に委員の推薦を依頼しているところでございます。

任期につきましては、平成30年4月1日から2年間になります。

以上で説明とさせていただきます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第17号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第13 議案第18号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について

○持田教育長 日程第13、議案第18号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第18号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について。

武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成30年3月23日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第18号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるの

で、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第18号の武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について説明いたします。

別紙の名簿を御覧いただきたいと存じます。武蔵村山市公民館条例第19条に基づき、公民館運営審議会委員10人を委嘱しておりますが、3月末日をもって任期が満了することから、新たに委員を委嘱する必要が生じたので、9人の方について提案するものでございます。

名簿の最初の岡本邦治さんにつきましては、画家として活動されている方で元武蔵村山市社会教育委員であり、学識経験のある方でございます。2番目の小川和男さんにつきましては、社会教育行政に携わってこられた学識経験のある方でございます。6番目の高橋裕子さんにつきましては、大学で学校社会教育講座を担当する教員をされており、学識経験のある方でございます。7番目の前田薫さんにつきましては、青少年対策地区連絡会からの推薦で社会教育の関係者でございます。

それ以外の5人につきましては、再任でございます。

なお、残りの1人につきましては、中学校校長会に委員の推薦を依頼中でございます。

任期につきましては、平成30年4月1日から2年間であります。

以上、説明とさせていただきます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第18号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第14 議案第19号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について

○持田教育長 日程第14、議案第19号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第19号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について。

武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成30年3月23日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第19号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるもので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第19号の武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について説明いたします。

別紙の名簿を御覧いただきたいと存じます。武蔵村山市文化財保護条例第40条に基づき、文化財保護審議会委員10人を委嘱しておりますが、3月末日をもって任期が満了することから、新たに委員の委嘱をする必要が生じたので、提案をさせていただきました。

名簿の内野正さんから原田英治さんまで文化財に関し広くかつ高い識見を有する者で、10人全員が再任でございます。

任期につきましては、平成30年4月1日から2年間になります。

以上、説明とさせていただきます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第19号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第15 議案第20号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について

○持田教育長 日程第15、議案第20号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第20号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について。

武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成30年3月23日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第20号の提案理由を説明させていただきます。

スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましてはスポーツ振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、議案第20号、武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について御説明をさせていただきます。

スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法第32条及び武蔵村山市スポーツ推進委員に関する規則第3条に基づき、社会的信望がありスポーツに関する深い関心と理解を有し、その職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から教育委員会が委嘱をするものでございます。

現委員の任期が平成30年3月31日で満了となることから、新たに委員を委嘱する必要が生じたので、提案をするものでございます。

資料の別紙を御覧いただきたいと存じます。武蔵村山市スポーツ推進委員につきましては、定員が14名でございます。資料にお示しをしている委員のうち新たに委員をお願いする方は、石井幸男さんと長嶺毅さんの2名でございますが、石井さんにつきましては、市内三ツ木に在住で、陸上競技の公認審判員を取得されている方でございます。また、長嶺さんにつきましては市内学園在住で、バレーボールや陸上競技をされていた経験をお持ちの方でございます。

なお、他の12人については再任でございます。

任期については、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間となっております。

以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第20号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第16 議案第21号 平成30年度武蔵村山市学校給食基本計画について

○持田教育長 日程第16、議案第21号 平成30年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第21号 平成30年度武蔵村山市学校給食基本計画について。

平成30年度武蔵村山市学校給食基本計画について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

平成30年3月23日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第21号の提案理由を説明させていただきます。

平成30年度武蔵村山市学校給食基本計画を定める必要があるため、本案を提出するものがございます。

なお、内容につきましては学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 それでは、議案第21号、平成30年度武蔵村山市学校給食基本計画について御説明をいたします。

本計画につきましては、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第2条の規定により、武蔵村山市学校給食運営委員会に諮問し、去る2月20日に開催された同委員会において原案のとおり承認する旨の決定をいただいておりますので、あらかじめ御報告をさせていただきます。

それでは、内容について御説明いたしますので、別紙資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、1の基本方針でございますが、平成30年度におきまして学校給食法等の関係法令等

の改正は予定されていないことから、(1)の学校給食実施に係る基本方針につきましては昨年度と同様の内容となっております。

内容といたしましては、本市の学校給食につきましては、学校給食法で定める学校給食の目的を踏まえるとともに、同法第2条に掲げられた7つの目標、こちらのアからキまでに掲げているものでございますが、これらの目標の達成に向けて実施するものであるとしております。

次に、(2)学校給食業務実施に当たっての基本的事項でございますが、平成30年度の学校給食業務を実施する上での基本となる事項を5つ取り上げております。

まず、アの学校給食の実施についてですが、例年と同様、学校給食実施基準を踏まえ栄養バランスのとれた豊かで多様な献立の実施と魅力ある学校給食の提供に努めるとしております。

2ページに移りまして、イの食育・地産地消の推進についてでございます。毎月の予定献立表や給食用放送メモを活用した食に関する情報の提供や、旬の食材の使用、行事食・郷土食献立を実施するほか、和食についても理解が深まるような献立の実施に努めるとしております。また、地場産食材の使用につきましては、市の第三次農業振興計画を踏まえ、利用拡大を図っていくこととしております。

続いて、ウの安全衛生管理についてでございます。給食施設等及び学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等を徹底するとともに、学校給食従事者に対する衛生意識の徹底を図り、食中毒などの事故防止に努めるとしてしております。また、学校給食の安全性の確認のための諸検査も引き続き実施することとしております。

次に、エの学校給食会計の公平化・公正化についてでございます。昨年8月開催の教育委員会でも御報告したとおり、昨年度平成28年度原年度分の給食費収納率は過去20年間で最高となる99.67%となりました。しかしながら、学校給食で使用する食材の購入費は給食費をもって充てており、全ての保護者に公平に負担していただく必要がございます。このため、保護者に対し給食の重要性について十分周知していくとともに、引き続き教育委員会と学校とが緊密に連携し収納率の向上を図っていくこととしております。

最後に、オの給食業務の民間委託等についてでございますが、中学校学校給食調理等の業務につきましては、平成22年4月から民設民営の委託方式で実施しており、これまで継続して安定的な業務の運営がなされております。現在の委託期間は平成31年度までとなっておりますので、引き続き安全で安心できる学校給食の提供がなされるよう、受託者に対する監理

指導を徹底してまいります。

一方、小学校給食の調理等を行っております市立学校給食センターにつきましては、新たな施設の整備に向けた検討を進めているところでございますが、⑩の実施計画では平成30年度検討という状況で、すぐには建設ということにはならないことから、平成30年度には市の予算により調理業務の心臓部であるボイラーの缶体の交換と、貯湯槽という給湯設備の入替えを行うとともに、必要な修繕等を行い安定的な稼働に努めることとしております。

以上、平成30年度の学校給食業務実施に当たっての基本的事項について御説明させていただきましたが、2ページの最後の3行にございますように、平成30年度におきましても引き続き安全安心でバランスのとれたおいしい学校給食を提供するとともに、学校給食費会計の健全な運営に努めることといたしております。

基本方針につきましては以上でございます。

続いて、次のページを御覧いただきたいと思います。

2の基本計画でございますが、(1)の年間給食日数及び(2)の給食1食当たりの平均的な単価及び給食費の額につきましては、平成29年度と変更はございません。

続いて、4ページをお開きいただきたいと思います。

(3)の給食基本人員につきましては、給食をとる児童・生徒及び教職員の数の推計で、全体では7,030人と見込んでおります。平成29年度と比較しますと、小学校で139人の減、中学校では54人の増ということで、全体では85人の減となっております。

次に、(4)の献立目標でございますが、こちらは主食の区分による給食日数等をお示したもので、それぞれの実施割合につきましては本年度と変更はございません。

続いて、5ページから8ページにかけてとなりますが、学校給食センターの稼働日数及び稼働日についてでございます。小学校給食、中学校給食ともに本年度と同様、年間192日の稼働を予定しております。

続いて、9ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の概要でございますが、科目ごとに御説明をいたします。

初めに、歳入予算の給食費ですが、こちらは現年度分の給食費で本年度予算額は3億1,032万2,000円で、前年度と比較して298万2,000円の減となっております。こちらは学校給食基本人員の減によるものでございます。

続いて、過年度分給食費でございますが、本年度予算額は112万円、前年度と比較しますと49万7,000円の減でございます。こちらは、主に調定見込み額の減によるものでございま

す。

また、試食会費につきましては、前年度と同額の12万円を計上してございます。

次の繰越金と雑入でございますが、いずれも科目存置でございます。

続いて、(2)歳出予算について御説明いたします。

歳出予算は、小学校費、中学校費ともに給食物資の購入経費でございまして、小学校費の予算額は1億9,512万8,000円で前年度と比較して594万6,000円の減、また、中学校費の予算額は1億1,645万6,000円で前年度と比較して246万7,000円の増となっております。これらの増減は、いずれも基本人員の増減によるものでございます。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,158万4,000円となり、前年度と比較しますと347万9,000円、約1.1%の減となっております。

続いて、10ページ、11ページにつきましては、ただいま御説明いたしました歳入予算の積算をお示ししたものでございます。なお、10ページ、歳入予算の給食費の収入割合でございますが、平成29年度におきましては99.40%としておりましたが、収納率の向上を踏まえ平成30年度予算では99.50%としております。また、11ページ、ウの試食会費でございますが、前年度と同様、延べ550人の参加を見込んだところでございます。

以上、甚だ簡単ですが、平成30年度武蔵村山市学校給食基本計画の説明とさせていただきます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第21号 平成30年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第17 協議事項 平成30年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞
(案) について

○持田教育長 日程第17、協議事項を議題といたします。

委員からの協議事項をお受けいたします。

特によろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○井上教育総務課長 事務局からの協議事項をお受けいたします。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 事務局から平成30年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞(案)について、御協議をお願いいたします。

○持田教育長 それでは、協議事項 平成30年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞(案)についての説明を求めます。

勝山担当課長。

○勝山指導・教育センター担当課長 平成30年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞(案)について御説明をいたします。

平成30年4月6日金曜日に市立小学校の、同4月9日月曜日に市立中学校及び小中一貫校村山学園の入学式が挙行されます。つきましては、同入学式の教育委員会告辞について、別紙のとおり提案させていただきます。

協議事項資料1枚目、小学校の告辞でございますが、新一年生に期待することとして、先生の話をよく聞くこと、友達と仲よくすること、挨拶することの3点について述べたものになってございます。

資料2枚目を御覧ください。

中学校の告辞は、中学校生活に対して進んで学習しよく考えて判断すること、自分の行動を振り返り正しい行動を心がけること等について述べたものとなっております。

大変恐縮でございますが、こちら2枚目、中学校の告辞案につきましては訂正が1点ございます。最後から2行目、平成30年4月6日となっておりますが4月9日の誤りでございます。申し訳ございません。

おめくりいただきまして、資料3枚目でございます。小中一貫校村山学園につきましては、

1年生と7年生に分けて構成しております。1年生については、先生の話をよく聞くこと、友達と仲よくすること等について、7年生については、自信と誇りを持って生活することについて述べたものとなっております。

よろしく御協議を賜りたく、お願いいたします。

なお、本日以降に御意見等がございましたら、3月30日までに教育委員会事務局へ御連絡をくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 これより協議事項に対しての御意見、御質疑等あればお受けいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 では、御意見等がございましたら、3月30日までに事務局のほうにお申し出ください。

それでは、質疑なしと認めますので、これをもって協議事項を終わります。

◎日程第18 その他

○持田教育長 日程第18、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 事務局からの報告等の発言があればお受けいたします。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 事務局からはございません。

○持田教育長 それでは、これをもってその他を終わります。

○持田教育長 次に、日程第19、議案第22号及び日程第20、議案第23号の審議といたします。

この2議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項、ただし書の規定に基づき、秘密会で審議したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(発言する者なし)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

よって、秘密会とすることに決しました。

ただいまから会議を秘密会といたします。

ここで関係者以外の職員が退席いたしますので、暫時休憩といたします。

午後 4時38分休憩

午後 4時39分再開

○持田教育長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第19 議案第22号 指導主事の任命について

(議案第22号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第20 議案第23号 教育センター職員の任命について

(議案第23号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎閉会の辞

○持田教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成30年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。

午後 4時47分閉会